

令和5年度

## 第45回宇治茶品評会開催要綱

京都府茶協同組合

〒611-0021 宇治市宇治折居25番  
電 話 0774-23-7711  
F A X 0774-23-7732

## 第45回宇治茶品評会開催要綱

- 1 趣 旨 茶の仕上げ技術を競い、消費者へ優良宇治茶を安定供給することに努め、玉露、煎茶並びに碾茶の販路拡大、需要増進を図り、もって茶商工業者の経営安定に寄与する。
- 2 名 称 「第45回宇治茶品評会」
- 3 主 催 京都府茶協同組合
- 4 共 催 公益社団法人 京都府茶業会議所
- 5 後 援 農林水産省・京都府・宇治市・公益社団法人日本茶業中央会・全国茶商工業協同組合連合会・京都府茶生産協議会・全国農業協同組合連合会京都府本部・一般社団京都府茶取引安定基金協会・京都みどり会
- 6 会 長 京都府茶協同組合 理事長
- 7 出品参加資格 京都府茶協同組合員に限る。ただし、碾茶は、全国茶商工業協同組合連合会の会員についても出品できる。
- 8 出品茶の条件 別記 1 のとおり

- 9 審査規程 別記 2 のとおり
- 10 褒賞基準 別記 3 のとおり
- 11 出品茶販売方法 別記 4 のとおり
- 12 審査員 審査長・審査員は、会長が任命又は、委嘱する。
- 13 実行委員 京都府茶協同組合の理事の中より会長が若干名実行委員を選任する。

14 審査日時及び会場

日 時 令和5年 9月27日 (水)  
午前8時30分より

場 所 宇治茶会館 3F

15 褒賞授与式日時及び会場

日 時 令和5年10月18日 (水)  
午後1時30分より

場 所 茶業センター 2F

16 出品茶入札販売会日時及び会場

日 時 令和5年10月18日 (水)  
午後2時30分より

場 所 宇治茶会館 3F

別記 1

## 出品茶の条件

- 1 出品申込締切日  
締切日 令和5年8月25日(金) 午後5時まで
- 2 見本提出締切日及び場所  
締切日 令和5年9月 8日(金)  
場 所 京都府茶業センター及び城陽冷蔵庫
- 3 出品茶は、宇治茶であり令和5年度に生産された荒茶を加工した仕上げ茶とする。
- 4 出品茶の種類・量目・標準価格(1Kg当たり)

茶種	部門	出品量目	標準価格
玉露	松	10kg×1	30,000円
	竹	20kg×1	12,000円
	梅	20kg×1	6,000円
煎茶	松	10kg×1	6,000円
	竹	20kg×2	4,000円
	梅	20kg×2	2,500円
碾茶	松	10kg×1	30,000円
	竹	10kg×2	12,000円
	梅	10kg×3	7,000円
	桜	10kg×5	4,500円

(\*量目どおりに納まらない場合は事務局へご相談ください)

- 5 出品点数は制限しない。
- 6 出品参加料は、1点につき550円(税込)とし、出品申込時に支払うものとする。
- 7 現荷の容器は、チッソ充填用袋及びパッキングケースを使用しチッソ充填をするものとする。
- 8 見本茶の量目は、100g×3本(サンプル採取用・拝見落札見本用・控え見本用)とし、見本袋は組合所定の袋を使用する。(申込受付後配布致します)見本茶は返還しない。(見本量目は厳守のこと)
- 9 出品茶は全て出品茶入札販売会{別記(4)}に出展する。



- 1 0 標準価格並びに、これを上回った最高入札価格を販売成立価格とする。但し各部門の出品点数の下位から25%以内（碾茶桜の部については下位から75%以内）のものについては、オープン価格とし競争入札にかけ、最高入札価格をもって落札とする。なお、出品者が入札に参加し底値を入れる場合は、このかぎりではない。
- 1 1 売買が成立した出品茶については、出品者が販売価格の3%の手数料を本会へ支払うものとする。但し、農林水産大臣賞受賞茶については、入札価格に関係無く、出品者への支払いは標準価格での販売として取り扱うものとし、標準価格を上回った額は大会振興の為の協賛金として本会へ支払うものとする。また、オープン価格での売買成立した出品茶については、販売価格が標準価格以下の場合は標準価格の3%、標準価格以上の場合は販売価格の3%を出品者が手数料として本会へ支払うものとする。
- 1 2 出品茶販売会において売買が成立した出品茶の代金については、本会より令和6年1月31日付け約束手形、または、振込みにて出品者へ支払う。但し、販売手数料（事項11）を差し引いた金額とする。
- 1 3 売買不成立の出品茶については、出品者の買戻しとみなし1.5%の手数料を本会に支払うものとする。但し、標準価格にて計算するものとする。
- 1 4 落札者の買主までの発送は、売買成立商社間で責任を持って発送すること。但し、事務局より報告後3日以内に届けるものとする。落札茶の運賃は、売主負担とする。他府県商社については、本会より一括送付するものとし、売主は茶業センターまで持ち込むこととする。また、預かりの受賞茶についても本会より発送するものとする。
- 1 5 現荷については、申込と同時に各商社冷蔵庫にて保管する。但し、各部門の順位第1位～第3位までの受賞出品茶については、現荷を実行委員会において、見本と照合のうえ、センター冷蔵庫に保管するため審査後3日以内に持参すること。また、各商社保管の出品茶についても管理には十分気をつけて、発送時、見本違いのないように再確認すること。万一見本違いが発生した場合、実行委員会並びに売買商社間で話し合いをする。
- 1 6 出品者は、出品茶販売〔別記（4）〕に対し条件を付すことはできない。
- 1 7 茶代金並びに出品参加料及び販売手数料は、消費税を別途加算する。但し、大臣賞販売協賛金については加算しない。

## 出品茶審査規程

- 1 審査は本品評会の目的に照らし、宇治茶の伝承的な内質の良否に重点をおき、商品的価値を参考にして行う。
- 2 審査は公平を期するために審査番号を用い、採点は審査員の合議によって判定、付点する。
- 3 審査方法は普通審査法 {次頁 (1)} を用い、採点は採点基準表 {次頁 (2)} のとおりとする。
- 4 審査得点合計が同点の場合は、内質点の高いものを上位とし、内質点と同点の場合は、香気と滋味の合計が多いものを上位とし、以下滋味・香気・水色の得点の多いものの順とする。すべて同点の場合は、外観順序の上位のものとする。
- 5 審査においては、必要に応じて再審査を行うことが出来る。
- 6 出品者は審査の決定に対して異議を申し立てることが出来ない。
- 7 本規程のほか、審査に必要な事項は、審査員に諮って別に定める。

## (1) 普通審査法

- 1 審査試料として、出品茶1点につき、200gを使用する。
- 2 出品茶の品質鑑定は、審査員の官能審査による。
- 3 審査は次の項目について行う。
  - (1) 外観※
  - (2) 内質 ①香気 ②※水色{から色(碾茶のみ)} ③滋味※ 碾茶桜の部については、外観とから色のみの審査とし、付点せず上位より順に等級分けを行う。
- 4 内質の審査は、次の方法によって行う。
  - (1) 1点1回の試料茶量目は4gとする。ただし玉露滋味については5gとする。
  - (2) 浸出は熱湯浸出法により、水色及び滋味の浸出時間は、3分間とする。ただし玉露滋味については、60℃で5分間とする。
  - (3) 香気審査はすくい網と茶碗をセットとし、すくい網の移動はしない。また、浸出液は、水色・滋味の審査には使用しない。
  - (4) 審査に当たっての茶殻上げは、「ネットカップ(40メッシュ)」を使用する。

## (2) 審査採点基準表

項目 茶種	内 質				外 観	合 計
	滋 味	香 気	水 色	から色		
玉 露	65	65	30	—	40	200
煎 茶	65	65	30	—	40	200
碾 茶*	65	65	20	10	40	200

\* 碾茶桜の部は、上位より特等(5%)、1等(20%)、2等(25%)、3等(25%)、4等(25%)に分ける。



## 褒 賞 基 準

第45回宇治茶品評会審査会の結果、成績優秀なものに対し以下の褒賞を行う。

- 1 会長賞は部門ごとに次のとおり褒賞する。ただし同一出品者が、同一部門で2点以上の入賞があった場合は、その最高位のみ褒賞する。

各部門において	優 勝	(一位)	1 点
	優 秀	(二位)	1 点
	優 等	(三位)	1 点

合計 27 点以内とする。

2 特別賞

とくに優秀な出品者に対しては、以下の特別賞の授与を申請する。

(申請予定先)

A	農林水産大臣賞 (玉露・煎茶・碾茶各 1 点)	3 点
B	農林水産省農産局長賞 (玉露・煎茶・碾茶各 1 点)	3 点
C	農林水産省近畿農政局長賞 (玉露・煎茶・碾茶各 1 点)	3 点
D	京都府知事賞	9 点
E	宇治市長賞	9 点
F	公益社団法人 日本茶業中央会会長賞	3 点
G	全国茶商工業協同組合連合会理事長賞	9 点
H	公益社団法人 京都府茶業会議所会頭賞	9 点
I	京都府茶生産協議会会長賞	9 点
J	全国農業協同組合連合会京都府本部運営委員会会長賞	9 点
K	一般社団法人 京都府茶取引安定基金協会理事長賞	9 点
L	京都みどり会会長賞	9 点

3 擬 賞

会長賞並びに特別賞の決定は、擬賞会議において行う。また、大臣賞・農産局長賞・農政局長賞の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 農林水産大臣賞は、各松の部門の最高得点のもの
- (2) 農産局長賞は、各竹の部門の最高得点のもの
- (3) 近畿農政局長賞は、各梅の部門の最高得点のもの

4 その他

褒賞授与は、令和5年10月18日(水)褒賞授与式において行う。



## 出品茶販売会開催要綱

### 1 販売会開催日時

令和5年10月18日(水)

午後2時30分より

### 2 販売会会場

宇治茶会館 3F

京都府宇治市宇治折居25-2

電話0774-23-7713(代)

### 3 販売会参加手続き

販売会参加ご希望の方は、別紙「申込書」にて下記事務局宛お申込み下さい。  
なお、参加に際しては販売会当日に「誓約書」に署名・捺印の上、提出していただきます。(組合員外)

申 込 先

〒611-0021

京都府宇治市宇治折居25番

京都府茶協同組合

第45回宇治茶品評会事務局宛

### 4 販売方法

- (1) 入札方法を用い、本会所定の入札用紙により入札を行い、標準価格並びにこれを上回った最高入札価格を落札販売とする。
- (2) 各部門の出品点数の下位から25%以内(碾茶桜の部については下位から75%以内)のものについては、オープン価格とし、競争入札に掛け最高入札価格をもって落札とする。但し、出品者が入札に参加し底値を入れる場合は、この限りではない。

- (3) 入札価格は、落札した商社までの届け値段とし、高値入札は制限しない。
- (4) 落札者は落札を辞退し拒否することができない。
- (5) 最高入札が複数の場合は、抽選によって決定する。
- (6) 落札者は落札価格の1%の手数料を本会に支払うものとする。

◎出品茶の種類・量目・標準価格（1kg当り）は次のとおり

茶種	部門	出品量目	標準価格
玉露	松	10kg×1	30,000円
	竹	20kg×1	12,000円
	梅	20kg×1	6,000円
煎茶	松	10kg×1	6,000円
	竹	20kg×2	4,000円
	梅	20kg×2	2,500円
碾茶	松	10kg×1	30,000円
	竹	10kg×2	12,000円
	梅	10kg×3	7,000円
	桜	10kg×5	4,500円

## 5 代金決済及び荷渡し等

- (1) 代金は、本会の請求に従い、販売会後10日以内に現金をもって支払うものとする。ただし、消費税は別途加算する。
- (2) 落札茶は茶代金完納後本会より送付し、送料は本会が負担する。
- (3) 茶代金を所定の期間内に支払わない場合、またこの要綱の諸事項を遵守しないときは、売買成立を解除する。
- (4) 本要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

## 6 生産履歴について

- (1) 各入札販売の茶について、本会より生産履歴の添付は行わない。
- (2) 出品者は落札者より生産履歴の請求があった場合、請求者に対し履歴の提出をしなければならない。